

第6 損害賠償制度の改革

1 司法制度改革審議会意見書

2001（平成13）年6月の司法制度改革審議会意見書（以下「司改審意見書」といいます。）は、「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、他人の違法な行為によって損害を受けた者がいる場合に、その被害者に生じた損害（精神的損害を含む）を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものと考えられる」として、従来からの填補賠償の考え方を踏襲しつつ、「損害賠償の額の認定については、全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行うとともに、過去のいわゆる相場にとられることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる。」として、損害額の認定について考慮することを示唆している。

しかし、それから10年以上を経た2013（平成25）年10月30日の「民事司法を利用しやすくする懇談会」最終報告書においても、不法行為により精神的損害を受けた被害者に対する損害賠償が低額に過ぎること、加害者の手元に利益が残れば不法行為の抑止力とならないこと、などが指摘され、慰謝料額適正化のため損害賠償算定ルールの創設を提案しており、司改審意見書から10年以上を経ても、民事司法改革全般の進展が遅れるなか、不法行為による精神的損害の賠償額の分野においてもあまり進展が見られないように思える。

2 若干の高額化傾向

ただし、司改審の議論と並行して裁判官等の検討会がいくつか立ち上がったらしく、例えば2001（平成13）年5月の判例タイムス1055号4頁以下の「名誉毀損による損害額の算定について」という元高裁判事が書かれた論文では、詳細な検討の後、産業計全労働者の平均年収額約500万円を名誉毀損の損害の一般的な平均基準額とすべきであるとの提案がなされている。また、これに続く2001（平成13）年11月の判例タイムス1070号4頁以下では司法研修所が2001（平成13）年5月17日に開催した2001（平成13）年度損害賠償実務研究会の報告が掲載されているが、ここでも損害賠償請求訴訟における損害額の算定がテーマとなり、①名誉毀損による損害賠償の損害額算定、②逸失利益の算定における男女間格差、③逸失利益の算定における中間利息控除の利率について検討がなされている（判例タイムス1070号4頁以下）。特に名誉毀損による損害賠償に関しては、現状が低額であることを前提に、適切な損害額算定の方向性が議論されている。

そしてこのころ、週刊誌などのマスコミの芸能人・政治家等に対する名誉毀損事件で高額な慰謝料が認められる例が相次ぎ、話題となった。

マスコミによる名誉毀損は、公益目的で行った報道が結果的に名誉毀損となる場合もあるが、

多くは営利的な販売部数拡大のために意図的に不正確または憶測による情報や、事実であっても報道すべきでない個人情報に掲載するものであり、その故意と利益追求性から賠償額が高額化していく傾向にある。しかし、それでも数百万円から希に1000万円を超える損害額認定をした判決が出るにすぎず、この程度の金額ではマスコミの営利目的の名誉毀損報道への抑止力には足りないようにも思える。

3 懲罰的賠償制度

この点、アメリカ等では懲罰的賠償の制度がある。この懲罰的賠償制度は悪質な加害者に対する制裁の趣旨と、その金額が損害填補とは全く別の観点から定められるため、数億円、さらには数十億円の金額になることも珍しくないものであり、その金額の高さが予防的な効果を生じるものと思われる。

しかし、司改審意見書では「民事責任と刑事責任を峻別する我が国の法体系と適合しない等の指摘もある」として消極的な意見が述べられており、懲罰は刑事の分野であって填補賠償を基本とする我が国の損害賠償制度になじまないとの考え方が強いようである。

4 填補賠償の枠組みでの高額化

他方、名誉毀損損害賠償以外の精神的損害の賠償については司改審以後も名誉毀損事件ほどの高額化は見られず、民事司法を利用しやすくする懇談会の最終報告書の記載がそのまま当てはまる状況である。

しかしながら、懲罰的賠償制度以外の損害賠償は填補賠償の考え方をとるアメリカでは、精神的損害の填補賠償として、数千万円から1億円以上の損害を認定することもあり（判例タイムス1055号14頁以下）、填補賠償の枠組みの中で損害賠償額を引き上げることは不可能ではない。ただし、その場合には予測可能性を担保するため、一定のルールを定めて公表する必要がある。

5 民事司法への信頼と利用促進のために

このように、精神的損害に対する賠償額はマスコミによる名誉毀損などの例を除き、司改審意見書の指摘がそのまま現在も通用するような状況である。そしてそれは、加害行為を助長するとともに、被害者が民事司法を利用しようとするインセンティブ、さらには司法に対する信頼をも失いかねない恐れがある。

今後、既に提案されている平均年収を基準にする考え方や財産的損害の何倍と決める方法などを参考に、合理的な基準を検討すべきである。

但し、その際には、正当な表現の自由の萎縮効果を生じさせないように、公益目的の言動か営利的な言動か否か、故意か過失か、当該表現によって雑誌販売などの利益が生じているかどうか、なども含めて、公平妥当な基準を定立する必要がある。